

死亡後の手続き一覧（加東市）

発送日 年 月 日

様、ご家族様

このたびはお悔やみ申し上げます。故 様の市役所での必要な手続きについてご案内いたします。

ご葬儀等が一段落されてからで結構ですので、以下の手続きに加東市役所1F市民課窓口までお越しください。**確認のため、この用紙と届出者の印鑑は必ずご持参ください。**ご不明な点や詳細については、各担当課までお問い合わせをお願いします。

手続きが必要な項目	該当	手続きの内容	必要なもの	市役所の担当課
①印鑑登録証をお持ちの方		印鑑登録証の返還	印鑑登録証カード (No.)	市民課（1F） TEL 0795-43-0390 TEL 0795-43-0551
②マイナンバーカード、または住民基本台帳カードをお持ちの方		マイナンバーカードの返還 住民基本台帳カードの返還	マイナンバーカード・住民基本台帳カード・返納届	
※その他(市民課での手続き)		・世帯主変更届 ・斎場使用許可証 ・死体火葬許可証		
③後期高齢者医療保険に加入されている方 (75歳以上の方)		後期高齢者医療資格喪失届	・後期高齢者医療被保険者証 ・限度額認定証	保険医療課（1F） TEL 0795-43-0501 ※後期高齢者医療保険料還付金受領申立書 → 本人確認書類とは ※運転免許証・後期保険証等をご持参ください
		後期高齢者医療被保険者証の返還	・届出者の印鑑 ・届出者の 本人確認書類 ※	
		後期高齢者医療関係書類送付先登録申請書	・「喪主」の振込口座のわかるもの ※喪主以外の場合:委任状、委任者の本人確認書類 ・会葬礼状	
		葬祭費の支給申請 (喪主に5万円が支給されます)		
④国民健康保険に加入されている方		葬祭費の支給申請 (喪主に5万円が支給されます)	・喪主の振込口座のわかるもの ・印鑑	保険医療課（1F） TEL 0795-43-0500
		相続人代表者指定届 振込口座届	・会葬礼状等	
		異動届 (世帯主が死亡、又は同世帯に国民健康保険加入者がいる場合)	・国民健康保険被保険者証 ・加入全員者の被保険証 (世帯主が死亡された場合は、被保険証を交換します)	
⑤国民年金に加入されている方		裏面の「国民年金からのお知らせ」をご確認ください		
⑥福祉医療証をお持ちの方 (乳・子ども・母・移・障・高齢障)		変更・喪失届 医療証の返還	・印鑑 ・医療証	保険医療課（1F） TEL 0795-43-0501
⑦母子・父子家庭等になられた場合		母子家庭等医療受給者の対象となる場合もあり、手続きが必要です 詳しくは担当課までお問い合わせください		
⑧障害者手帳をお持ちの方 福祉年金を受給の方		障害者手帳・療育手帳返還届 自立支援医療受給者証返還届	・印鑑 ・障害者手帳 ・療育手帳 ・自立支援医療受給者証	社会福祉課（1F） TEL 0795-43-0409 ※福祉年金関係の手続き
⑨介護保険証をお持ちの方 (65歳以上の方)		介護保険証の返還 介護保険料還付金振込依頼書 口座振込依頼書(介護保険償還払用)	・保険証 ・負担割合証 ・限度額認定証等	高齢介護課（1F） TEL 0795-43-0440
⑩福祉タクシー券・はりきゅうあんま券をお持ちの方		有効期限内の券は至急返還してください		
⑪児童手当・(特別)児童扶養手当を受給されている方		変更、喪失届・未支給請求等が必要な場合がありますので、福祉総務課へお問い合わせください		福祉総務課（1F） TEL 0795-43-0408
⑫上下水道の使用者・所有者の方		給水装置に関する変更届	・印鑑	上下水道部 お客さまセンター（3F） TEL 0795-43-0539
		汚水排除量認定基準異動届		
		口座振替依頼書 (※金融機関に提出)	・お届け印 ・通帳	
⑬市営住宅に入居されている方		入居者変更手続きが必要ですので →くわしくは、都市政策課へお問い合わせください		都市政策課（3F） TEL 0795-43-0517
⑭国民健康保険税を納付されている方		国民健康保険税に関する書類		税務課（1F）
⑮軽自動車をお持ちの方		名義変更届 (原付・農耕用・125CC以下のバイク) ※軽四輪については軽自動車協会での手続きが必要です		TEL 0795-43-0397
⑯農業者年金に加入されている方		農業者年金死亡関係届出書類		委員会事務局（3F） (農業委員会)
⑰農地を所有されている方		相続等に係る農地取得の届出書類		TEL 0795-43-0528
⑱認定子ども園・保育所等に通園中のお子さんがある場合		施設型給付費等支給認定の変更に関する手続きが必要です。 →くわしくは、子ども教育課へお問い合わせください。		子ども教育課（4F） TEL 0795-43-0546

国民年金からのお知らせ

年金を受給していた方、あるいは国民年金に加入していた方が死亡された場合で、以下の要件に該当するときは、手続きが必要です。

必要書類等の詳細については、受給されていた年金がわかる年金証書等を用意し、それぞれの相談窓口にお問い合わせの上、手続きをしてください。

★年金を受給されていた方が死亡された場合

受給していた年金	必要な手続き	相談・届出窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害基礎年金 ・ 遺族基礎年金 ・ 寡婦年金 ・ 老齢福祉年金 	年金受給権者死亡届、未支給年金の請求	加東市役所 (保険医療課) Tel 0795-43-0501
<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢基礎年金 ・ 老齢厚生年金 ・ 老齢年金(旧法) ・ 障害厚生年金 ・ 遺族厚生年金 	年金受給権者死亡届、未支給年金の請求 (遺族厚生年金が支給される場合もあります。)	相談：ねんきんダイヤル Tel 0570 (05)1165 相談窓口：明石年金事務所
<ul style="list-style-type: none"> ・ 退職共済年金 ・ 障害共済年金 ・ 遺族共済年金 	年金受給権者死亡届、未支給年金の請求 (遺族共済年金が支給される場合もあります。)	各共済組合

★国民年金に加入されていた方が死亡された場合

受給できる年金等	支給要件等	相談窓口	届出窓口	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺族基礎年金 	死亡したときに、子のある妻又は子に支給されま す。(子は、18歳到達年度の末日までの子、又は 20歳未満で国民年金の障害等級表における1級・ 2級の障害の状態にある子に限ります。) ただし、一定の納付要件を満たしていることが必 要です。	ねんきんダイヤル Tel 0570(05)1165	加東市役所 (保険医療課) Tel 0795-43-0501 * 死亡時の年金加入状況 により異なります	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡一時金 	国民年金の第1号被保険者(任意加入 者を含む)として保険料を納めた期間と 半額免除期間の2分の1に相当する期 間を合計して3年以上ある人が、老齢基 礎年金、障害基礎年金等を受けずに死亡 し、遺族基礎年金を受けられない場合 に、個人と生計を同じくしていた遺族に 支給されます。		寡婦年金と死亡一時金を受けられる場合には、 どちらか一方を選択します。	加東市役所 (保険医療課) Tel 0795-43-0501
<ul style="list-style-type: none"> ・ 寡婦年金 	国民年金の第1号被保険者(任意加入 者を含む)として保険料を納めた期間、 免除(全額・半額)を受けた期間を合わせ て25年以上ある夫が老齢基礎年金等 を受けずに死亡した場合、10年以上の 婚姻関係が継続している妻に60歳か ら65歳になるまでの間、支給されま す。			